

第355回

高知県議会定例会会議録

令和2年9月24日 開会

令和2年10月15日 閉会

高知県議会

第355回高知県議会（9月）定例会日程

月 日	曜 日	会 議	行 事
9月24日	木	本会議	開会 会期の決定（22日間） 議案の上程38件（予算3、条例7、その他4、報告24） 提出者の説明 濱田知事
25日	金	休 会	議案精査
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	議案精査
29日	火	休 会	議案精査
30日	水	本会議	質疑並びに一般質問 依光議員 石井議員 岡田議員
10月1日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西森議員 土森議員 田所議員
2日	金	本会議	質疑並びに一般質問 横山議員 上田(貢)議員
3日	土	休 会	
4日	日	休 会	
5日	月	休 会	議案精査
6日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 上治議員 坂本議員 吉良議員 山崎議員 武石議員 金岡議員 橋本議員 米田議員
7日	水	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土居議員 上田(周)議員 田中議員 浜田議員 西内(隆)議員 森田議員 決算特別委員会の設置 委員会付託
8日	木	休 会	委員会審査
9日	金	休 会	委員会審査
10日	土	休 会	
11日	日	休 会	
12日	月	休 会	委員会審査
13日	火	休 会	委員会審査

14日	水	休 会	
15日	木	本会議	委員長報告 採決 議案の上程（議発第1号—議発第5号） 採決 議案の上程（議発第6号） 討論 中根議員 採決 議案の上程（議発第7号） 討論 塚地議員 採決 継続審査の件 閉会

第355回高知県議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（9月24日）

出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
議事日程	4
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案の上程、提出者の説明	6
濱田知事	6

第2日（9月30日）

出席議員	17
欠席議員	17
説明のため出席した者	17
事務局職員出席者	18
議事日程	18
諸般の報告	19
質疑並びに一般質問	
依光議員	19
1 政治姿勢（安倍内閣による本県への影響と菅内閣への期待、県民の命と健康を守る決意、新たに重視する取組、生活困窮者に対して必要な支援）について	20
2 新しい時代に向けた高知県の取組（ポストコロナ時代の新しい未来像の実現への決意、情報通信基盤の整備・維持、県庁でのテレワーク推進、シェアオフィス拠点施設、人材版ふるさと納税制度の活用、職員がモバイルワークできる環境整備、決裁と書類の完全電子化）について	21

3	G I G Aスクール構想（教員のICT活用能力の向上とデジタル教材等による学習習慣の定着、教員の働き方改革）について……………	26
4	Society5.0が実現された社会における都市計画（高知広域都市計画道路検討委員会設置の背景、まちづくりにおけるスマートシティーへの取組、林業におけるオープンデータの活用、農業用水路の管理におけるデジタル地図の活用、高知県デジタル都市計画マップの検討）について……………	27
	濱田知事……………	30
	君塚総務部長……………	34
	沖本商工労働部長……………	35
	伊藤教育長……………	36
	村田土木部長……………	37
	川村林業振興・環境部長……………	38
	西岡農業振興部長……………	38
	依光議員……………	39
	濱田知事……………	39
	依光議員……………	39
	石井議員……………	40
1	政治姿勢（関西圏との経済連携、地方への人の流れをチャンスと捉えた戦略、とさでん交通高速バスの運行見通し、ウイズ・アフターコロナの経済対策、県民座談会「濱田が参りました」の手応えと成果、令和3年度当初予算の編成方針）について……………	40
2	新型コロナウイルス感染症対策（職員のモチベーションと取組姿勢、保健所機能の強化、地域の医療機関の連携、救急病院の連携・協力への関わり）について……………	42
3	農業振興（地産地消への思い、食料自給率の向上、新規就農者の独立就農困難事例、技術指導や助言、露地野菜や果樹の生産振興、技術の普及や指導の集積・継承とデジタル技術の活用、四万十市新食肉センター整備における交付金断念による養豚振興への影響、整備検討委員会での提案、県内一本化の再検討）について……………	44
4	住宅の耐震化（耐震化を要する住宅の戸数と今後の見通し、低コスト工法の普及）について……………	47
5	洪水対策（洪水予測に対する考え方と水位予測を示す取組）について……………	48
6	ヘルプマークの取扱い（使い勝手への配慮と配布数の増加）について……………	48
	濱田知事……………	49
	尾下中山間振興・交通部長……………	53
	岩城副知事……………	53
	鎌倉健康政策部長……………	54

事業特別会計歳入歳出決算

報第15号 令和元年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算

報第16号 令和元年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第17号 令和元年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算

報第18号 令和元年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

報第19号 令和元年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

報第20号 令和元年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算

報第21号 令和元年度高知県電気事業会計決算

報第22号 令和元年度高知県工業用水道事業会計決算

報第23号 令和元年度高知県病院事業会計決算

報第24号 県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告

第2 一般質問

（3人）



午前10時開議

○議長（三石文隆君） これより本日の会議を開きます。



諸般の報告

○議長（三石文隆君） 御報告いたします。

第4号議案については、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき監査委員に意見を求めてありましたところ、異議はない旨の回答書が提出され、また第5号議案については、地方公

務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正に伴うものであり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔監査委員回答書、人事委員会回答書〕
〔それぞれ巻末360、361ページに掲載〕



質疑並びに一般質問

○議長（三石文隆君） これより日程に入ります。

日程第1、第1号「令和2年度高知県一般会計補正予算」から第14号「令和元年度高知県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分に関する議案」まで及び報第1号「令和元年度高知県一般会計歳入歳出決算」から報第24号「県有財産（個人防護具）の取得の専決処分報告」まで、以上38件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第2、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

17番依光晃一郎君。

（17番依光晃一郎君登壇）

○17番（依光晃一郎君） 自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

激動の令和2年も本日9月30日で4分の3が経過して、残りあと3か月となりました。将来、令和2年という年を振り返ったときに、どういった年として記憶されるかといえば、言うまでもなく新型コロナウイルス感染症によって世界が変わってしまった年となるのだと思います。この感染症による社会への影響、生活の変化は、黒船来航や昭和の敗戦に匹敵するような歴史的なものになるかもしれないと感じています。

象徴的な出来事としては、8月28日の安倍総理の辞意表明と東京オリンピック・パラリンピッ

ク延期が歴史の教科書に載るのだと思います。しかし、歴史の教訓として残すべき事実は、中国で発生したたった1種類のウイルスによる感染症が、ごく短期間に世界中の政治、経済、文化、人々の生活まで変えてしまうという、不確実性の高まった世界の姿です。このコロナ禍による変化は、今後も同じような感染症が発生する可能性が否定できない以上、元どおりの世界になることはあり得ず、感染対策を前提とした社会、新たな社会に未来をつくり直さなければなりません。

ウイズコロナ、アフターコロナという言葉が生まれましたが、社会の在り方を変える歴史的な転換点に我々は立っているのです。私自身は、この歴史的な転換点こそ高知県の出番であり、日本に貢献できる役割を信じて、先駆けてチャレンジすべきだと思っております。周回遅れのトップランナーという言葉がありますが、感染症対策を前提とした新しい社会を高知県がモデルとなって示すのです。このことを念頭に置いて、以下質問をさせていただきます。

まず最初に、新たな変化が生まれた国政についてお聞きをいたします。9月16日、衆参両院本会議で自由民主党の菅義偉総裁が第99代首相に選出され、菅内閣が誕生しました。菅総理は内閣総理大臣談話の中で、「地方の活性化、人口減少、少子高齢化をはじめ山積みする課題を克服していくことが、日本の活力につながるものと確信しています。そのため、行政の縦割りや前例主義を打破して、既得権益にとらわれずに規制の改革を全力で進める、国民のために働く内閣をつくり、国民の期待に応えてまいります」と述べられ、高知県政にとって追い風となる政権運営を期待するところです。

また、デジタル庁の創設も表明されており、国の政策は今後コロナ禍の経験を基に、社会や経済活動をデジタル化することについて、最優

先に取り組んでいくものと思います。

まずは、高知県における国との関係において、これまでの7年8か月にわたる安倍内閣が本県にもたらした影響と、これからの菅内閣に期待することについて知事にお聞きをいたします。

次に、冬場の新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きをいたします。高知県も日ごとに寒さが増し、季節性インフルエンザ流行にも備えなければならない季節となりました。新型コロナウイルス感染症が収束しないままに迎える今年の冬は、医療関係者の皆様にとってはとても困難な数か月となるのではと感じます。

知事の提案説明でも、県の支援策によって、医療機関の皆様は万全の体制で備えているとすることで安心しているところですが、改めて県民の命と健康を守る御決意について知事にお聞きをいたします。

次に、高知県の経済状況についてお聞きをいたします。新型コロナウイルス感染症の経済的影響は、感染症発生時の、ゴールデンウィークまでには落ち着くだろう、夏にはV字回復だという楽観的な予想を裏切り、残念ながら今に至るまでマイナスの影響が続いています。これまでの県の積極的な支援策もあり、コロナ関連の倒産は全国でも最低レベルとなり、失業者数も予想したほどは増えていない現状であると思っておりますが、支払い期日が集中する年末に向けて、リストラや廃業などが増えてくることも予想され、高知県民の生活を守るために、あらゆる支援策を総動員しなければなりません。

そこで、これまでの経済支援策に加えて、今後を見据え、新たに重視して取り組んでいかなければならないと考えていることについて知事にお聞きをいたします。

また、収入の減少や失業などにより生活が困窮する方に対して必要な支援策が届くようにするためには、広報の充実や社会福祉協議会への

支援などもさらに必要だと感じますが、長期化するコロナ禍においてどういったことを心がけて県民の生活を守っていくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、新しい時代に向けた高知県の取組についてお聞きをしていきます。

国は、7月17日に経済財政運営と改革の基本方針2020を閣議決定し、ポストコロナ時代を踏まえた新しい未来像を示しました。この基本方針2020は、コロナ禍で浮き彫りになった日本の構造的な課題を挙げて、主にデジタル革命によって解決し、新たな社会につくり変えていくという内容となっています。ここで書かれている課題を列挙すれば、感染拡大を生み出した大都市の人口集中問題、国の中枢機能が東京に集中しているリスク、行政分野でのデジタル化、オンライン化の遅れ、新技術を活用できるデジタル専門人材の不足などです。国は、これら長年の課題をコロナ禍を契機に一気に解決し、国の在り方まで変えていく方針を打ち出したと私は理解しています。

また、方針の中で新たな国のイメージを、「個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会」、「誰ひとり取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会」、「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」の3つが実現された社会を目指すとしています。特に最後の「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」については、日本がこのままでは国際社会から取り残されてしまうという危機感の表れであり、そうであるならば、この基本方針2020に沿った政権運営は国際社会との関係の中で続いていくと言え、この方針を理解した上で、高知県は先手を打つ政策を立案していくことが重要です。

この基本方針2020で示した未来のデジタル社会については、経団連が平成30年11月に出した

「Society5.0 ーともに創造する未来ー」という提言が分かりやすいので、そこから抜粋しながら御紹介をいたします。

この提言ではSociety5.0について、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会という意味で、政府の第5期科学技術基本計画において初めて提唱された考えと説明し、AIやIoT、ブロックチェーンなどの革新的なデジタル技術が生まれたことにより、デジタルトランスフォーメーション、デジタル革新の波が絶え間なく起こり、情報社会に続く新たな社会が生まれることだと説明をしています。

Society5.0を定義した平成28年の第5期科学技術基本計画は、超スマート社会という新しい社会モデルを提唱し、デジタル技術を使い経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会と説明しました。経団連の提言は、この超スマート社会をさらに創造社会と言い換え、デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって社会の課題を解決し、価値を創造する社会と定義し直しています。

説明が長くなり、飽きてきた方もいるのではと思います。無理もないことで、Society5.0、AI、IoT、デジタルトランスフォーメーションなど聞き慣れない横文字ばかりで、我々がふだん生活する中では関係なく、それほど社会が変化するとは思えないし、また自分自身その変化に加わるのは想像もできないという方がほとんどでしょう。

そこで、私はこう考えてみていただければと思うのです。要するに、コロナ禍以前の我々が生活していた社会は、実は不自由で不便な社会であり、その不自由で不便な社会を、AIやIoTなど情報技術を使うことによって、前よりも人間らしい自由な社会をつくるんだという理想を掲げて、国はデジタル戦略を加速化させていくと宣言したのだと理解するのです。

コロナ時代は、感染拡大を抑えるための、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いという3つを新しい生活様式として定着させ、併せて密閉、密集、密接の3密を避ける行動様式を生み出し、新しい日常と呼ばれる価値観が生まれました。こういった変化は、人が密集してできている大都会では根本的な解決策はなく、今後も不自由で不安な生活が続くのだと予想できます。そうであるならば、人が密でなく、空間に余裕があり、身近に自然のある高知県はデジタル化を進めることで、最先端の地域として生まれ変われる可能性があるとも言えるのです。

高知県は、経済財政運営と改革の基本方針2020で示されたデジタル化を原動力としたSociety 5.0の実現について、これまでも高知ならではのSociety5.0関連産業群の創出に挑戦するなど積極的に取り組んできましたが、国が示したポストコロナ時代の新しい未来像を高知から実現するための知事の御決意をお聞きいたします。

次に、高知県がSociety5.0が実現された社会をつくり出すための前提となる情報通信基盤整備についてお聞きをいたします。高知県の新たな社会の前提となる光ファイバーの整備率は、現在世帯ベースで96.1%となっており、全国平均の98.8%を若干下回る結果となっていますが、国の財政支援策により来年度末までには大きく進むのだと考えています。特に、学校教育を自宅のできる環境整備は、今後も起こるかもしれない休校措置を想定すれば、どうしても必要な基盤整備です。

そもそも光ファイバーは、民間事業者の採算が取れる場所は既に整備が終わっており、現状の未整備地域は民間事業者が手を出せない採算の悪い地域であるとも言え、整備後の維持管理コストは市町村が負担せざるを得ない状況にあると思います。人口減少という課題がある地域こそ、デジタル基盤は重要であるにもかかわらず

ず、利用者が少ないがゆえに、維持管理に不安が残るというジレンマです。

県は、この情報通信基盤の整備・維持についてどういった考え方で支援していくのか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、ポストコロナ時代の新しい働き方についてお聞きをいたします。私は、ポストコロナ時代とは何かと問われれば、働き方の概念が180度変わる時代であると考えています。国の緊急事態宣言を受けての在宅によるテレワークの導入は、これまで進まなかった職場のデジタル化を一気に進めることになりました。県庁においてもテレワーク推進期間が7月15日から9月18日まで設けられ、原則全ての職員がテレワークを1人2回以上実施することを目指して取り組んだと聞いています。

Society5.0が実現された社会は人類の進化であると先ほどお話しさせていただきましたが、狩猟社会から農耕社会に進化する過程で、人類は飢餓の恐怖から解放され、農耕社会から工業社会に進化する過程で、人類は物の豊かさと交通手段を手に入れ、工業社会から情報社会に進化する過程で、人類は情報へのアクセスを劇的に増大させました。この進化をさらに前に進めるのがデジタル革命で、人類は決められた場所、決められた時間で働かなければならないという制約から解放されるSociety5.0を実現させようとしているのです。

県庁を例に挙げれば、仕事は必ず県庁のデスクで行い、勤務時間も固定的という制約は、例えば子育て世代で子供が急に熱を出して右往左往するということや、親の介護が始まり退職を余儀なくされるということに対して、根本的な解決策を打ち出すことができませんでした。しかし、テレワークについて上司の許可を得れば自由に選択できる制度をつくれれば、究極の働き方改革となりますし、職員採用の面でも、他の

自治体に先行してやっている間は、優秀な人材、特にデジタルスキルの高い人材獲得にも有効ではないかと考えるところです。

そこで、県庁をSociety5.0を先導する職場にすべく、どのようにテレワークを進めていくのか、知事にお聞きをいたします。

次に、シェアオフィス拠点施設整備のための補助制度についてお聞きをいたします。高知県は、9月補正予算で、シェアオフィス拠点施設整備等事業費補助金や空き家活用シェアオフィス等整備支援事業という予算を計上し、都会の企業が高知県でサテライトオフィスを設けたり、テレワークを行う個人が利用できるコワーキングスペースや、空き家を活用したシェアオフィスを整備しようとしています。まさにSociety5.0を先取りした未来の高知県を創造する意義深い予算だと高く評価しておりますし、高知県モデルとして他県がまねできないものにしていただきたいと思います。

そこでのポイントについて、私は全国の同様の施設の中で、高知県が働く場として選ばれるためには、労働者の生産性を上げる工夫が重要だと考えています。その点、民間企業を公募し、そのアイデアを生かした形で施設整備を行うという今回のスキームは優れていると思います。また、高知家健康経営アワードなどで得られた高知県内の好事例、特に医療的なサポートもうまく盛り込んでいただければ、よりよいものができると思います。

さて、私が重視する知識労働者の生産性の意義について、ピーター・ドラッカーが書いた「マネジメント」という有名な本の第3章10、仕事と労働を基にして説明したいと思います。引用すると、「人は機械ではないし、機械のように働きもしない。一つの動作しかさせられないと著しく疲労する。心理的な退屈だけではなく、生理的な疲労がある。乳酸がたまり、視力が落ち

る。反応が遅く、むらになる。単一の作業よりも幾つかの作業を組み合わせたほうがよく働ける。それだけでなく、人は同じスピードとリズムで働くことに適さない。スピードとリズムを変えるとき、よく働ける。しかも、あらゆる人にとって共通のスピード、あるべきリズムというものはない。スピード、リズム、持続力は人によって違う。幼児についての研究でも、スピード、リズム、持続のパターンは指紋のように違うことが明らかになっている。仕事は均一に設計しなければならないが、労働には多様性を持たせなければならない。スピード、リズム、持続時間を変える余地を残しておかなければならない。仕事の手順も頻繁に変えなければならない。」いかがでしょうか。

さらに、この文章の前に、ドラッカーはマネジメントについて、働く者が満足しても、仕事が生産的に行われなければ失敗である。逆に仕事が生産的に行われても、人が生き生きと働けなければ失敗であるとも述べています。ドラッカーがこの「マネジメント」という名著を出版したのは1973年のことで、工業化が進む時代背景が表れた文章になっていますが、この頃から知識労働者の生産性について論じていたことは驚きでしかありません。

高知県は、知識労働者の多様な働き方を、肉体的、精神的な面でも最高のパフォーマンスが発揮できるように研究し、高知県のシェアオフィス拠点施設は、日本で一番快適に働くことができる施設だという評価が得られる施設にしていきたいと思います。

そこで、高知県は新たに造るシェアオフィス拠点施設について、他県に負けない売りとなる工夫をどのように考え、整備していこうと考えているのか、商工労働部長にお聞きをいたします。

次に、人材版ふるさと納税制度についてお聞

きをいたします。国は、企業が社員を地方に派遣する場合に税制優遇する人材版ふるさと納税制度を本年度中に創設すると表明しました。県や市町村の地域活性化事業に企業が寄附した場合、税額控除などで最大約9割を軽減する企業版ふるさと納税の仕組みを発展させる形で制度設計がなされるとのことです。

私は、高知県の中山間地域をフィールドにして、そこで何らかの課題を解決する新たなサービスを生み出し、世界市場に打って出るというような野心的な企業との連携を期待するところです。理想は、都会の大企業が高知県の中山間地域に新会社をつくって、その新会社に社員を送り込み、社内ベンチャー的な位置づけで投資するというものではないかと思います。このイメージは、経団連の「Society5.0 ーともに創造する未来ー」では、大企業の出島戦略ということで紹介され、企業本体の意思決定や評価制度とは切り離して新規事業を立ち上げるべしと書かれています。なぜかといえば、新企業が失敗を恐れずにチャレンジできるようにするために、派遣された社員の利益を上げなければならない、失敗したら出世できないという、本社にひもつけられたプレッシャーから解放するためです。

例えば、中山間地域の医療課題を解決するという事で、都会の医療機器メーカーや情報通信企業などと県内企業が一緒にベンチャー企業を設立し、その企業が高知県と連携協定を結びます。人材は、設立元である都会の企業から新たにつくられる人材版ふるさと納税制度を利用して派遣され、中山間地域に定住する形で仕事をします。都会から派遣された社員は、事業が成功すれば高知県に残ることもあると思いますので、新たな移住施策ともなりますし、新たに企業が設立されることから考えれば、創業支援策であり企業誘致策でもあります。また、今議会で予算化され、新たに造られるであろう県内

の魅力的なシェアオフィス拠点施設とも相乗効果をもたらすものであると思います。

なぜ例として医療ベンチャーを挙げたかといえば、私は高知県の医療・福祉分野を産業として考えることが、今後はとても重要だと考えているからです。最新の平成29年就業構造基本調査を見れば、医療・福祉で働く人は6万900人、県内有業者の率にして16.9%を占める最大の産業となっています。また、中山間地域を抱え、遠隔医療のニーズがあることや、高知大学医学部が高知工科大学と共同研究を行い、医療機器開発などを行う医工連携の取組があることも強みで、経団連の言う創造社会のためのモデルとなるのではと考えています。

そこで、高知県は人材版ふるさと納税制度を生かして、都会の企業の力を中山間振興に生かし、新たに産業を創り出していくことについてどのように考えているのか、知事にお聞きをいたします。

次に、高知県内にデジタル社会の雰囲気を作成し、テレワーク文化を生み出すための取組についてお聞きをいたします。Society5.0が実現された社会では、デジタル革命により、機械やコンピューターができるルーチンワークの仕事はどんどん消えることとなります。高知県庁でもRPAと言われる技術によって、データ入力の業務や集計業務などの自動化について取り組んでおり、またFAQと言われるよくある質問や定型的な質問に対して、AIが自動で回答してくれるAI-FAQなども導入されるとのことです。今後は電話を使つての県民の問合せに対応する仕事も減ってくるのではと感じます。また、今回のコロナ禍で、補助金のオンライン申請も当たり前になりましたが、高知県でも積極的に取り組み、業務改善につなげていただきたいと思います。

私はデジタル革命による新たな働き方は、ルー

チンワークや横並び、人と一緒に嫌というような土佐人の県民性と相性がよいのではと感じており、そうであるならば、Society5.0が実現された社会とは、土佐人らしさを発揮できる、土佐人の出番がやってきた時代なのかもしれません。そのためには、まずは高知県庁が変わらなければならないと思います。特に、働き方に関して、場所と時間の制約から自由になり、無駄な慣習や組織文化から脱皮するのです。

先ほど、県庁でのテレワークの推進についてお聞きをしましたが、私はデジタル技術により、定型業務は機械化すると同時に、ウェブ会議システムやグループウェアを導入することで、業務を効率化することが重要で、効率化によって節約できた時間は、県民の満足度を高めるための情報収集や、思考の時間に使っていただきたいと思います。

また、短期的な仕事に追われるのではなく、中長期的な課題を検討し解決することで、川下の仕事が発生しないようにするという視点も重要です。また、部下への教育も上司の大事な仕事であり、仕事の効率化により仕事が奪われ暇になるということはありません、やることは山積みです。

私なりに仕事の質を高めるための改善策を提案すれば、例えば本庁と出先の役割分担の中で仕事をしている県庁組織において、住民ニーズの最前線で仕事をしている出先事務所に、予算などのマネジメントをする本庁の職員が出かけて、そこにあるワーキングスペースで本庁の仕事をし、お昼休みには出先事務所の職員と一緒に情報交換をしながらお昼を食べるようなことができないでしょうか。そうすれば、県民ニーズに応える生産性の高い仕事生まれるのではと感じます。

さらには、モバイルワーク端末の導入により、県庁のネットワークを本庁や出先機関以外の場

所からも利用できるようなになれば、民間のコワーキングスペースで定期的に仕事をし、同じようにそこで仕事をする民間の方との交流が生まれ、そこから新たな県民ニーズを拾うなど、情報収集と学びの機会創出にもなります。

加えて、今年の2月定例会で、南海トラフ地震発生後の職員の参集について提案させていただきましたが、そもそも浸水が想定される本庁に2時間かけて参集することを前提とするのではなく、地震発生後の業務を被害の少ない自宅に近い出先機関などで行えることを目指して、ふだんからテレワークを推奨すれば、そのこと自体が南海トラフ地震に備えた訓練となります。

将来的には、市町村役場でも県庁の職員がモバイルワークができるスペースを設けてもらったり、市町村職員が県庁でも仕事ができるようにしたり、集落活動センターにモバイルワークできる場所を設け、利用料もしくはお弁当代を取って、収益源の一つにしてもらうことも考えられるのではと思います。こういったことに取り組めば、県職員と県民の皆様、市町村職員との心理的な距離も縮まっていくと思います。

そこで、県は高知県デジタル化総合相談窓口を設けるなどして、モバイルワークなどの働き方を支援していますが、まずは隗より始めよで、県庁職員が本庁や出先機関など、県庁のネットワークが整備されている場所だけではなく、ネットワークが整備されていない場所でもモバイルワーク端末を活用して仕事ができるような環境整備を行うお考えはないか、総務部長にお聞きをいたします。

次に、県庁職員がテレワークをより進めるための業務改善についてお聞きをいたします。県庁の仕事を職場以外の自宅や出先事務所などでやる際に、ネックとなることは何かとといえば、自宅での回線整備を別にすれば、上司に仕事の決裁をしてもらうために職場に行かなければな

らないことや、そもそも紙ベースで仕事をしていて、書類を持ち出せないことで仕事にならないことではないかと思えます。私もどちらかといえば、文書は紙で読みたいし、幾つかの文書を比べたい場合などは、圧倒的に紙のほうが効率的であることは分かります。しかし、この電子文書については慣れの部分も大きく、得られるメリットを考えれば、やはり文書の電子化は時代の流れなのだと思います。

また、導入により得られる電子決裁や電子文書のメリットは、もちろん検索で欲しい情報がすぐに手に入れられるということで、過去の事例を調べたり、各課に分かれた情報を網羅的に調べたりすることができるようになります。また、人事異動後の引継ぎや、将来的な公文書館への文書移管などにもメリットがあります。

また、そもそも電子決裁システムについては、高知県庁は他県に先駆けて平成13年に整備したという実績もあります。なぜ現在は使っていないかと調べてみると、平成30年6月の第2回高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会会議録にその答えがありましたので、御紹介をします。

検討委員会において、委員が電子決裁率の状況を聞いたところ、事務局は、本庁も出先機関もシステムを使って起案をしているが、電子決裁は平成13年に導入し5年間運用したが、決裁をする過程が非常に煩雑で、職員に過度な負担がかかっている実態があったことから、今はシステムで起案した文書を打ち出して、判こを押すという形で運用をしていると答えています。19年前の状況は正確には分かりませんが、県庁の働き方を変えることへの抵抗の大きさやパソコンなどの性能からも、時期尚早であったろうとは思いますが。

しかし、令和の時代となり、パソコンの性能向上、コロナ禍における必然性から、今こそ判

こ文化から脱皮して県庁内での完全電子決裁化に取り組むべきではないかと思えますし、併せて書類の完全電子化も進めるべきではないかと考えますが、総務部長にお聞きをいたします。

次に、学校での情報化についてお聞きをいたします。国は、Society5.0が実現された社会で活躍できる人材育成をということで、GIGAスクール構想を推進し、次世代の学校、教育現場として生まれ変わりつつあります。タブレット端末は1人1台が用意され、コロナ禍における経験を基に、今後は家庭学習などでも大きく力を発揮することと思えます。また、先ほどから述べているように、デジタル技術は社会からルーチンワーク的な仕事をなくし、機械やコンピューターができない仕事だけを人間がやる社会となることから、教育においても暗記ではなく、知識を使って考える力の養成が重点化されるようになります。

私自身は、学校の先生の役割も大きく変わるので感じておりまして、先生が教えたことを生徒に暗記させ、テストでよい点を取ってもらうことが評価される教育から、先生が問題提起をすると同時に、教科への興味を持たせることで、生徒に自主的に学びたいというモチベーションを与える先生が評価される教育に変わっていくのだと思えます。簡単に言えば、先生が生徒に学校で身につけさせるべきことは、好奇心、探究心と、継続して知識を深めるための学習習慣です。本議会では、デジタル化の強みである、一人一人に最適化した学習環境を整備するための予算として、学習支援プラットフォーム構築等委託料が計上されており、新しい時代を見据えた人材育成に期待をするところです。

そして、このデジタル教材を使いこなすためには、教員一人一人が活用能力を身につけるとともに、トラブルなどが生じた際に教員をサポートする体制が不可欠で、さらには生徒の学習習

慣を身につけるための学校ごとの工夫も重要だと思っております。

そこで、教員のICT活用能力の向上及びサポート体制の整備と、デジタル教材なども用いて児童生徒が学習習慣を身につけるための工夫について教育長にお聞きをいたします。

次に、教員の働き方改革についてお聞きをいたします。私は、学校教育の肝は、生徒が学校と先生を好きになることだと思っていて、先生方が児童生徒に余裕を持って向き合い、機嫌よく接することができれば、おのずと成果が出てくるのだと思っております。しかし、近年では先生方の多忙化が問題となり、そのことが児童生徒にも少なからず影響を与えているのではと想像をします。そういう意味では、先ほどの学習支援プラットフォームや、教員研修などがオンライン研修になるなど、デジタル化によって多忙化の問題が改善していくことに期待をするところです。

加えて、若手教員の採用や育成についても近年課題となっていますが、若手のモチベーションを上げるためにも、さらに改善すべきことがあるのではと感じます。例を挙げると、まずは子育て中の若手教員に対する配慮です。学校の先生方は夫婦共働きも多いと思いますが、子供を保育園に預けなければならないのに、勤務地と保育園の場所が遠い場合は、毎朝へとへとになって学校へ行くことになります。子供のいる若手教員の異動に関して、子供が学校に上がるまでは希望の学校を選べるような制度にならないかと思えます。

また、教員の人事異動に関して、3月20日頃の発表まで本人も分からない制度となっていますが、他の一部の県のように1か月くらい前には内示があってもよいのではと思います。さらに、県庁職員にある早出、遅出の制度も教員には適用されませんし、育児短時間勤務制度も活

用されていない現状です。

私は、こういった課題を解決するためには、学校は特殊な職場でというこれまでの先入観を捨てて、他県の教育委員会できていることは取り入れていただきたいと思うし、全国一の働きやすい職場にしていきたいと思えます。

そこで、若手教員からの様々な改善要望を聞き取る機会を設け、子育て世代の若手教員にとって働きやすい職場を整えるとともに、教員の働き方改革にもつなげていくお考えはないか、教育長にお聞きをいたします。

次に、Society5.0が実現された社会における都市計画についてお聞きをいたします。

本議会での9月補正予算では、地方への新しい人の流れを創出するという一方で、いろいろな施策が打ち出されていますが、大都市から高知県への人の流れをつくっていくと同時に、高知県における高知市一極集中の問題もこの機会に議論すべきだと思います。

現在、高知県の人口は、9月1日現在で69万211人となっていますが、その中で高知市は32万6,648人で、高知県人口の実に47.3%が高知市民ということになります。10年前の平成22年8月31日を同じように見てみれば、高知県人口77万2,040人に対し高知市人口は34万532人で、率は44.1%と、高知県における高知市民の割合が10年間で3.2ポイント上昇しています。

私は、今年のコロナ禍が人の流れを変えるならば、高知県においても、高知市から高知県内の他の市町村に人が移り住むようなことも必要ではないかと考えております。私がなぜそう考えるかといえば、あまりにも高知市の特に中心部に人口が増え過ぎることは、南海トラフ地震や豪雨災害が起こったときに、復旧・復興が予算的にも時間的にも思うように進まず、高知県に住むことを諦める人が出かねない懸念するからです。

高知県は、日本一の森林率を誇る一方で、可住地面積が小さい県であるので、土地利用を上手に行うことが今後の高知県の発展には不可欠です。私が言う土地を上手に使うというのは、高知県民の満足度が最大化する土地利用を行うということで、完璧なものを提示することは神様の領域でしょうが、デジタル技術の進展をうまく使えば、これからの高知県を発展させるための最適な土地利用について、ある程度の選択肢が示せるのではと考えております。そして、高知市以外の市町村をより住みやすい土地にするための基礎データを生み出せるのではとも考えております。

先進的な事例としては、農林水産省がデジタル地図を活用した農地情報の管理を令和4年度にスタートすると表明しており、将来的には、これまで稼働している全国農地ナビや水土里情報システムも統合した形で運用するとのことです。また、土地利用に関する法律も変化してきています。例えば、平成30年6月には、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が成立し、近年問題となっていた所有者不明土地を有効に活用するための一歩が踏み出されました。これらのことは農地などの有効活用を促し、農業をより稼げる産業にするための基盤整備にも有効です。

林業でも同じように、森林組合などが森林整備を行おうとしても森林の所有者が不明で林道がつけられず、事業が進まない事例がありましたが、第10次地方分権一括法によって、6月から森林所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能とする見直しが行われ、土地の有効活用がさらに進んでいくと思われま。あわせて、町村の都市計画の決定に関する都道府県同意の廃止なども、硬直的な土地利用を緩和する動きでもあります。このように、デジタル技術の進展と同時に土地規制に関する法改正も進んでお

り、土地を有効活用する基盤が整ってきました。

では次に、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めた、高知市を中心とした高知広域都市計画区域について見てみたいと思います。高知広域都市計画区域は、昭和45年の策定から今年で50年の節目を迎えますが、その間に大きな変化はなく今に至っています。

都市計画については、国の法律である以上、全国的な課題ですが、特に問題なのは、土地利用についてのビジョンが50年前に描かれたものそのまま、そのやり方も地図上に線を引いて規制をかけただけの2次元のもので、人口や産業構造の変化など時間の流れや、災害に対応した土地利用について対応できていません。しかし、昨年11月29日に第1回高知広域都市計画道路検討委員会が開催され、長期未着手道路に関する見直しの議論がスタートしており、高知県の都市計画に関しては画期的な取組であると高く評価をしております。

そこで、長期未着手道路の見直しについて、どういったことが問題の背景となって検討委員会を設置することとなったのか、土木部長にお聞きをいたします。

次に、高知県におけるまちづくりにデジタル技術を活用することについてお聞きをいたします。近年のデジタル技術の進展は、都市を効率的に運営しようという考え方を生み、スマートシティという概念を生み出しました。国土交通省は、スマートシティを、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント、計画、整備、管理・運営等が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区と定義しています。今年にはスマートシティの取組がさらに加速し、4月には先行モデルプロジェクトとして15事業、7月には7事

業が選定され発表されています。

私が取組として面白いと思ったのは、静岡県
のVIRTUAL SHIZUOKAで、伊豆半
島をフィールドとし、3次元データの取得、蓄
積、共有を行うことで、インフラの維持管理や
自動運転、観光や防災・減災等に活用するもの
です。特に、防災・減災については、津波の浸
水状況を3次元でシミュレーションしたり、山
地崩壊の現場について3次元点群により被害把
握を行ったりと、航空レーザ測量などの3次元
データをあらゆる分野に活用しようとしていま
す。

また、鳥根県益田市の益田スマートシティプ
ロジェクトでは、鳥獣被害の効果的な監視とし
て、農家との連携によりIoTインフラに接続
した監視センサーを設置し、鳥獣監視のデータ
化と効率的駆除を目指していますし、水路水位
モニタリング情報を複数箇所連携する研究をス
タートさせ、浸水予測システムをつくり出そう
としています。

四国の事例では、松山スマートシティ推進コ
ンソーシアムが人々の交通行動・活動実態デー
タを集約し、効率的な歩行者空間の創出、商業
施設や鉄道駅の配置シミュレーションを行って
います。このことによって、町の活性化や経済
効果などを総合的に評価しようとしています。
さらに、これら各種データを松山市の都市整備
計画の基礎資料として活用し、費用対効果の高
い政策立案に役立てようとしています。

高知県においても、四万十市が自動運転技術
利活用による地域公共交通システムの構築とい
うことで事業を進めており、持続可能な地域公
共交通に期待しているところです。

そこで、高知県でのまちづくりにおけるスマ
ートシティへの取組について土木部長にお聞き
をいたします。

次に、航空レーザ測量による取組についてお

聞きをいたします。先ほどは、静岡の3次元デー
タを使ったスマートシティの事例を御紹介し
ましたが、高知県も平成30年7月豪雨による甚
大な山腹の崩壊箇所を把握するために活用して
おり、そのデータはオープンデータとして森林
資源の解析、資源量把握、森林施業の集約化や
治山事業、路網計画などに活用して、林業のデ
ジタル化を推し進めています。

高知県林業におけるオープンデータ活用の実
績と今後の活用について林業振興・環境部長に
お聞きをいたします。

次に、農業用水路のデータ化についてお聞き
をいたします。先ほど、鳥根県益田市で水路水
位モニタリング情報の活用の事例を紹介し、ま
た国の農地情報管理をデジタル地図に一本化す
る方針も御紹介しました。農業においてもデジ
タル化の波はやってきており、農地を効率的に
管理する試みは今後も続いていくものと思いま
す。

特に私が早急に対策が必要と考えているのは、
農業用水路の管理に関する情報化で、農業人口
が減少する中で、農業用水路を管理する土地改
良区の収益は悪化し、さらに令和4年度からは
複式簿記が導入されることで、小さな土地改良
区は存続の危機という事態に陥っております。

日本の農業が米作り主体の時代は、米の値段
も高く利益が出ていた農地も、米の価格低迷
によって米作りを諦め、農業用水路の賦課金だ
けを支払うという農家も増えており、さらに相
続が発生して、地域に住んでいない人が農地を
相続した場合は賦課金徴収が滞り、残った土地
改良区の組合員がその分の赤字を負担するとい
うことが続いています。また、農業用水路やポ
ンプを維持することは、今後税金投入を考えな
ければ不可能で、末端の水路で活用の見込みが
ないものは、廃止するなどのことも考えるべき
時代が来たのではと思うところです。

そこで、まずは農業用水路をデジタル地図で管理し、国の農地情報の一元化とも併せて、今後の農業用水路の管理方法を検討する際の資料とするお考えはないか、農業振興部長にお聞きをいたします。

最後に、高知県デジタル都市計画マップの検討についてお聞きをいたします。これまでお話ししたように、林業分野、農業分野などでデジタル地図を活用して、効率的な土地利用についての検討が始まっております。また、松山スマートシティ推進コンソーシアムの取組は、まさに中心市街地の政策立案にデジタル技術を生かす取組で、高知県も遅れることなく取り組むべきだと考えます。

私は、土地の売買情報や建築物の新築や除却、新設道路の供用、また人口の転入、転出についてデジタル地図情報に落とし込み、併せて時間の変化でどうなったかを分析したり、AIを活用して未来予想をシミュレーションし、道路整備の優先順位をつける材料にするなどすれば、高知県の貴重な可住地面積を有効活用できるはずです。

また、南海トラフ地震や豪雨災害などの復旧・復興のためには、事前に復興計画をつくっておくことが重要ですが、高知県震災復興都市計画指針や高知県災害廃棄物処理計画に基づいた土地の選定などを行う際も、デジタルマップがあれば基礎資料として有効活用ができます。具体的に言えば、農地の収益性を計算して、農地としては利益が出ない場合は、復興住宅や災害廃棄物仮置場の用地としてや、工業団地造成の候補地としての利活用を検討するのです。

また、今年6月に電力や通信網の早期復旧を目指して結ばれた四国電力、四国電力送配電、NTT西日本との協定を生かして、送電網や電話網もデジタル地図に落とし込むことや、併せて市町村が整備した上下水道の位置図を落とし

込めば、生活インフラが整った土地かそうでないかの色分けができたり、災害復旧の際に手際よく復旧を進めたりとメリットが大きいのではないかと思います。

そこで、今後高知県デジタル都市計画マップを将来のまちづくりの基礎資料にするお考えはないか、土木部長にお聞きをいたしまして、私の第1問といたします。

(知事濱田省司君登壇)

○知事(濱田省司君) 依光議員の御質問にお答えをいたします。

まず、安倍内閣が本県にもたらした影響と菅内閣への期待についてお尋ねがございました。

第2次安倍内閣は平成24年12月以降、長きにわたって政権運営に当たられまして、アベノミクスによる経済の回復をはじめとして、多くの成果を上げてこられたものと受け止めております。本県におきましても、産業振興計画の取組を開始して以降、県内総生産がプラス成長に転じるとともに、1人当たり県民所得あるいは有効求人倍率などが大きく上昇してまいりました。こうした背景には、アベノミクスや地方創生など、安倍政権の取組の強力な後押しがあったものと評価をいたしております。

また、本県におきます南海トラフ地震対策などの防災・減災対策につきましても、国土強靱化の施策を最大限活用したことで、大いに加速させることができたというふうに考えております。

安倍政権の後を受けまして、今月16日に発足した菅内閣におきましては、安倍政権の取組を継承し、さらに前に進めていくとの方針が示されました。あわせて、菅総理は新型コロナウイルス感染症を最優先課題として掲げるとともに、経済の再生、行政のデジタル化、地方の活性化などに取り組む考えを表明されております。

中でも、感染症対策につきましては、引き続

き国と地方が密に連携をして、感染拡大防止と社会経済活動の両立に取り組んでいく必要があります。また、我が国がコロナ禍を克服し、再び活力を取り戻して成長していくためには、地方の活性化が不可欠であります。

菅総理におかれましては、政策の決定過程におきまして地方自治体と密に意思疎通を図るなど、地方とのパートナーシップを重視した政権運営を行っていただきたいと考えております。さらには、地方創生あるいは国土強靱化といった安倍政権の取組をしっかりと継承し、本県の県勢浮揚に向けた施策を力強く後押しをしていただくことを心から期待しております。本県といたしましても、国の施策が本県の取組の一層の追い風となりますよう、時期を捉えた政策提言を積極的に行ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たって、県民の命と健康を守る決意についてお尋ねがございました。

本県では、当初から濃厚接触者については無症状であっても積極的にPCR検査を行うなどの形で、感染者の早期発見、感染拡大防止に取り組んでまいりました。また、感染症指定医療機関に加えまして、入院協力医療機関や宿泊療養施設を確保することにより、入院医療体制の拡充にも努めてまいりました。

今後は、お話にもありましたように、季節性インフルエンザの流行にもしっかりと備えていく必要があります。そのため、本年8月には県民の皆様にとってより身近な医療機関でも、ワンストップで診察と検体採取ができる新たな検査体制を構築いたしました。具体的には、必要な感染対策を講じた上で、医師の判断により検体採取のできる医療機関を検査協力医療機関と位置づけるものでございまして、現在県内113か所の医療機関から協力を申し出ていただいております。

また、この10月から始まりますインフルエンザ予防接種におきましては、入院医療体制の逼迫を防ぐために、重症化リスクの高い高齢者などの自己負担分を全額助成することといたしまして、無料で予防接種が受けられる、そういった体制を組むことといたしました。

言うまでもなく、こうした取組は医療機関の皆様のご理解と御協力が不可欠であります。引き続き、医療機関の皆様をしっかりと支援しながら、共に県民の皆様のご命と健康を守ってまいりたいと考えております。

次に、これまでの経済支援策に加えまして、今後を見据え、新たに重視して取り組むべき施策についてお尋ねがございました。

感染症によります経済影響対策については、大きく分けまして2つの視点から展開していくことが必要と考えております。1つ目の視点といたしましては、感染症によります県内産業への影響をしっかりと把握し、時々の状況に応じて、迅速かつ的確に対策を講じていくということでもあります。特に、第1の局面の事業の継続と雇用の維持、そして第2の局面に当たります経済活動の回復、この2つの局面におきましては、この視点が大変重要であります。これまで、国に先駆けて県単独の融資制度を創設いたしましたり、「食べて！遊んで！高知家応援プロジェクト」を実施したりといった形で、様々な対策を講じてまいったところでございます。

次に、大きな2つ目の視点といたしましては、今回のコロナ禍を契機に、これまでの働き方や暮らし方、企業活動の在り方などが大きく変わってきておりまして、こうした産業や社会の構造変化への対応を一層重視して取り組んでいくということでもあります。こうした一歩先を見据えた挑戦なくして、本県経済を再び成長軌道に乗せていくことはできませんし、また地方への新しい人の流れを本県に呼び込むこともできない

というふうに考えております。このため今議会では、各産業分野のデジタル化を加速するための施策でございますとか、地方への新しい人の流れを呼び込むためのシェアオフィスの整備への支援などの予算を計上させていただいております。

これまでの取組や国の経済対策などによりまして、本県経済には一部に持ち直しの動きが見られております。しかしながら、感染症の収束が見通せない中、本格的な回復にはまだ時間を要するものと考えております。このため、今後も引き続きまして、1つ目の視点により、事業の継続と雇用の維持、そして経済活動の回復のために必要な施策をしっかりと講じてまいります。

あわせて、2つ目の視点の産業や社会の構造変化への対応については、ウイズコロナの時代におきます県内企業の新たな事業戦略づくりへの支援など、対策のもう一段の強化に向けまして、第4期の産業振興計画をさらに深化させてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮する方に対する支援についてお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少など、経済的に困難を抱える方に対しては、影響の長期化を踏まえ、寄り添った対応が必要であると考えております。このため、不足する生活資金の貸付けをはじめといたしまして、生活の立て直しに向けて必要な支援が受けられますよう、県や市町村、社会福祉協議会などが連携をしながら取組を進めております。

取組を進める上では、議員から御指摘がございましたとおり、生活に困窮される方に必要な支援を漏れなく行き届かせるということが大事だと考えます。このため、マスメディアを通じた広報の強化を心がけてまいったところであり

ます。

代表的な支援策となります生活福祉資金の特例貸付の実績を申し上げますと、先週末9月25日現在で延べ1万1,951件、40億円余りとなっております。また、住居を失うおそれがある方への住居確保給付金につきましては、延べ782件の申請を受け付けております。このように多くの世帯の方々に活用していただいているという状況を見ますと、一定程度この支援策の周知はできているのではないかとこのように考えております。

さらに、生活に困窮されている方は、日々の生活費が切迫しておりますことから、迅速な対応が重要と考えております。そのため、ただいま申し上げました生活福祉資金の特例貸付あるいは住居確保給付金につきましては、各申請の窓口におきまして事務処理の効率化などに取り組んでいただいております。

これまでは、こうした日々の生活費用など、緊急的な支援を中心に行ってまいりました。今後は、経済的に厳しい状況が長期化をしているということを踏まえ、生活の自立化に向けました包括的な支援を切れ目なく行うということが、ますます重要になってまいります。

このため、必要に応じまして社会福祉協議会などで実施しております生活困窮者自立相談支援機関の人員体制を強化し、生活に困窮されている方への伴走型の支援を充実してまいります。さらに、自立相談支援機関による支援のみならず、様々な支援策が必要な方に行き届きますように、ハローワークなど関係機関との一層の連携強化を図ってまいります。今後も、積極的な広報、迅速な対応を心がけながら、生活の立て直しに向けまして寄り添った支援を行ってまいります。

次に、国が示されましたポストコロナ時代の新しい未来像を高知から実現するための決意に

についてお尋ねがございました。

東京一極集中を是正し、大都市の構造的な脆弱性を克服するためには、本県のような地方においてこそデジタル技術を活用していくということが必要であると考えております。デジタル技術の活用によりまして、地方の強みを生かした地場産業の高度化や、場所にとらわれない多様な生活様式など持続可能な地域経済を実現することができます。さらに、デジタル技術を活用しました教育や医療などのサービスを提供することにより、地方においても暮らしの質を向上させることが可能となると考えております。

そのため、県では、これまでもIoTやAIなどのデジタル技術を活用いたしました課題解決型の産業の創出あるいはIT・コンテンツ関連産業の誘致と人材育成の取組を進めてまいりました。また、本県の強みでありますハウス園芸の分野におきますNext次世代型こうち新施設園芸システム開発プロジェクトなど、デジタル技術と地場産業の融合の取組も進めております。さらに、県内のあらゆる分野の課題解決を図るため、複数の企業が連携をいたしますオープンイノベーションの手法によりまして、新しいビジネスを創り出す取組も開始をしたところであります。

こうした取組に加えまして、9月の補正予算案におきましては、デジタル人材の育成講座や企業のデジタル化のモデル事例を創出する事業など、デジタル化を促進するための予算を計上いたしております。加えて、都会から地方へという人や企業の流れを、本県に呼び込むためのシェアオフィス拠点施設などを整備するための予算も計上をいたしております。

これらは、国が示しました新たな日常を通じた質の高い経済社会の実現を目指すことといたしまして、ポストコロナ時代の新しい未来と相通じるものであるというふうに受け止めております。

県といたしましては、地域の暮らしと経済をよりよいものとしていくためのデジタル技術の活用について、引き続き積極的に取り組んでまいります。

次に、県庁でどのようにテレワークを進めていくかについてお尋ねがございました。

本県では、新型コロナウイルス感染症が再び拡大した場合の出勤抑制に対応するとともに、多様な働き方にも資する取組といたしまして、テレワークの実践に力を入れてまいっております。将来的には、全ての職員が必要に応じて、いつでもテレワークで業務ができる、そういう体制を整えます。

これに向けまして、まず今年度前半に対応端末を順次増設いたしまして、現在職員の3分の1が同時にテレワーク可能な体制を整備いたしました。この水準は全国的に見ましても先駆的なものだというふうに自負をいたしております。令和6年度に予定をされます1人1台パソコンの更新時には、全ての職員が同時にテレワーク可能となるように体制を拡充したいと考えております。さらに、テレワーク時にも、庁舎と同様の執務環境を確保するという観点から、ウェブ会議に必要な機器を調達いたしますほか、情報共有の円滑化を図りますグループウェアを年内に導入してまいります。

また、テレワークの普及、定着を図っていくためには、ただいま申し上げましたような環境の整備だけではなく、テレワークの可能な業務範囲自体を拡大していくということも重要であると考えております。このため、例えば県民の皆様からの各種申請のオンライン化を進めまして、窓口におきます業務量は逆に削減をしていくというようなこと、あるいはモバイル端末で外出先でも資料を作成するといったようなことを通じまして、デジタル化の推進に併せた業務の見直しを進めてまいります。加えまして、テ

テレワークには職員の慣れも重要でありますので、定期的にテレワーク推進期間を実施してまいりたいと考えております。

今後とも、国におけます各種の制度やシステムの見直し状況も注視しながら、また職員の声も聞きながら、環境整備や運用面でのさらなる改善を図りまして、テレワークの定着を進めてまいります。

最後に、いわゆる人材版ふるさと納税制度の活用についてお尋ねがございました。

本制度は、地方自治体の地域活性化プロジェクトを応援したいと考えております都市部の企業の専門人材を地方に派遣するスキームといたしまして、現在国において検討されている段階だというふうにお聞きをいたしております。地域のプロジェクトの成功には、ノウハウや専門性を有する人材の存在が鍵となります。ただ、こうした人材の多くは都市部に集積しているという状況でございます。また、コロナ禍を契機といたしまして、今後あらゆる分野でデジタル化が一気に加速をするということを考えますと、デジタル人材の確保がこれまで以上に重要となってくると考えております。

このため、地域におけます人材のニーズと都市部の企業のニーズをうまくマッチングできますと、地域活性化の大きな力になると考えておりまして、そうした意味でも本制度の創設に大きな期待をいたしているところでございます。

県といたしましては、地域アクションプランなど、地域の様々なプロジェクトをサポートしておりますので、引き続き本制度に関します情報収集も行い、市町村とも連携をして、この制度の積極的な活用に向けまして検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

(総務部長 君塚明宏 君登壇)

○総務部長(君塚明宏君) まず、情報通信基盤

の整備・維持について、どういった考え方で支援していくのかとのお尋ねがございました。

光ファイバーの整備や維持管理には多額の経費が必要であり、市町村にとって大きな財政負担となります。中山間地域を多く抱える本県の整備率は、先ほど御紹介ありましたとおり、全国平均の98.8%を下回る96.1%にとどまり、15市町村に未整備地域が残っている状況です。今般、国の令和2年度補正予算によりまして、補助金に加え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、過疎対策事業債や補正予算債等を活用して整備を行うことが可能となりました。さらに、県といたしましても、これを後押しするための交付金制度を構えており、今議会に関連予算をお諮りしております。

このような負担軽減策によりまして、現時点で9つの市と町が未整備地域の解消に取り組む予定でありまして、来年度中には約99%まで整備率が向上することが見込まれております。一方で、未整備地域のさらなる解消や、将来のサービス維持に向けましては、維持管理経費も含めた負担軽減が必要となります。

そのため、光ファイバーにつきまして、郵便サービスのように全国一律のサービスを課すユニバーサルサービス制度の対象とし、都市部と地方部で負担の平準化を図るよう、国への政策提言を行ってきたところです。この結果、経済財政運営と改革の基本方針2020におきまして、高速通信網のユニバーサルサービス化を、来年度までに詳細検討することが盛り込まれたところです。今後は、より有利な制度となりますよう、具体的な提言を行ってまいります。

次に、職員がモバイルワーク端末を活用して仕事ができる環境整備についてお尋ねがございました。

県庁においては、本年3月に策定した行政サービスデジタル化推進計画の中で、庁外において

も日程調整やメールの送受信、文書ファイルの作成、閲覧などが可能になるモバイルワーク環境を導入することとしております。今年度は、計画に基づき当初予算計上分に加えまして、今議会でお諮りしている補正予算も活用し、計200台のモバイルワーク端末を導入したいと考えております。導入後は、出張先や打合せ等の現場で、報告書や打合せ記録の作成などができることで、空き時間を有効に活用できるようになりますほか、相手側に画面を示して説明を行うことが可能となるなど、業務の効率化につながると考えております。

これによりまして、議員御指摘のとおり、積極的に現場に足を運びやすくなることも期待されますので、モバイルワーク環境の導入を、県民目線や現場のニーズに沿った施策の充実につながるよう努めてまいります。

最後に、決裁と書類の完全電子化についてお尋ねがございました。

いずれも完全電子化に向かう必要があるという認識でございます。まず、電子決裁化につきましては、過去の電子決裁システムの運用開始から18年が経過いたしましたして、パソコンの処理速度などが大幅に向上したことから、技術的には十分可能だと考えております。一方で、法令等で申請書への押印や印鑑証明などの書面提出が義務づけられ、紙を使った決裁が必要となる手続等がある、こういう実態がございます。

次に、書類の完全電子化については、公文書としての取扱いについての課題になってきますけれども、保存形式がまだ定められていない、こういった課題がございます。ただ、書類の電子化を考えると、公文書の扱いは別といたしまして、テレワークを実践する上でも、業務に必要な書類については全て職員が電子データとして作成することを推進していく必要がございます。このため、早急に電子データを保存する

際の共有フォルダへの全庁統一の格納ルールを整備するなど、対応を進めてまいります。国におきましては、現在書面提出や押印の義務化の見直しに取り組んでおりまして、また2026年をめぐりまして書類の完全電子化を進めることとしております。

今後、国の検討状況を注視しながら、電子決裁を含めた文書情報システムの改修も視野に入れつつ、決裁や書類の完全電子化に向けて取組を進めてまいります。

(商工労働部長沖本健二君登壇)

○商工労働部長(沖本健二君) シェアオフィス拠点施設における売りとなる工夫と整備の考え方についてお尋ねがございました。

今回のコロナ禍を契機に、都会から地方へという新しい人や企業の流れが生まれておりまして、この流れをチャンスと捉えて本県に呼び込むためには、高知市中心部に受皿となる拠点施設が必要だというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、こうした施設の整備に当たっては、快適に働くことができる環境整備に加えまして、運営面において県内外からの利用を促進するための魅力ある仕組みを備えることが重要だと考えております。そのため、今回整備する施設の整備と運営に関しましては、ノウハウや人的ネットワークを有します企業をプロポーザルで公募いたしまして、選定をすることといたしております。

施設に求める機能といたしましては、インターネット環境はもちろんのこと、什器や備品が整い支店登記ができる企業を対象としたスモールオフィスや、テレワークでの利用など個人単位で利用できるコワーキングスペースを想定しております。一方、運営する民間企業には、施設の利用者同士をマッチングすることや、オープンイノベーションプラットフォームなど県のような施策と連携することで、新しいビジネスを生

み出すための仕組みの構築を求めていきたいと考えております。そのため、プロポーザルではハード整備の計画に加えまして、利用促進など運営面の計画についても提案を求めていくこととしております。

今回整備されます拠点施設に、県内外から様々な企業や人が集まり交流が促進されますことで、新しいプロジェクトやビジネスが生まれ、そうした仕組みが施設の価値や魅力となり、さらにそれを求めて多くの人が集まるという好循環が期待できること、それが何よりも他県に負けないセールスポイントになるというふうに考えております。県といたしましては、早急にそのような仕組みが実現できますよう、関係する方々と連携をして取り組んでまいります。

(教育長伊藤博明君登壇)

○教育長(伊藤博明君) まず、教員のICT活用能力の向上等と、児童生徒の学習習慣の定着についてお尋ねがございました。

1人1台端末環境の実現は、子供たち一人一人の理解度や興味、関心に応じた学びを可能にするとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う臨時休業の際などにおける教育活動の継続に大きな効果があるものと考えております。このため、9月9日に開催された第1回高知県総合教育会議では、新型コロナウイルスを踏まえた今後の学びの在り方について協議を行い、教育のデジタル化の充実等についてさらにスピードアップを図ることなどが確認されました。

具体的には、本年度中に整備が予定されている1人1台端末を有効活用するため、これまで県教育委員会が作成してきた単元テストなどをデジタル化することにより、子供たちが学習の習熟度等に応じて学ぶことを可能とするとともに、教員が子供たちの学習履歴から一人一人の強みや学習のつまずきなどを把握し、学習指導に活用する。こうしたための学習支援プラット

フォームの構築等について協議し、このシステムの整備に要する経費を本議会に提案中の補正予算案に計上しております。

これらのシステムを学校現場において効果的に活用できるように、県教育委員会主催の活用研修会の開催のほか、タブレット端末の契約事業者と連携した操作研修会を年度内に20回程度予定しているところです。また、昨日公表されました文部科学省の概算要求では、学校のICT化を支援するGIGAスクールサポーターの配置にかかる経費が計上されておりますので、こうした国の支援策について最大限活用されるよう、市町村教育委員会等に対する周知を図ってまいります。

学習支援プラットフォームの整備や教材のデジタル化により、日々子供たちが一人一人に応じた課題に取り組むことのできる環境が構築されることとなります。今後、これらのデジタル教材等を各授業や放課後、家庭学習などの様々な場面で活用し、子供たちの学習習慣の定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、若手教員から要望を聞き取る機会を設け、働きやすい職場を整え、教員の働き方改革にもつなげていく考えはないかとお尋ねがございました。

子育て世代の若手教員に限らず、教職員にとって働きやすい職場を整えることは重要でありますので、これまでも子育てや介護など人事上の配慮が必要な場合には、毎年人事異動調書や管理職の面談等を通して把握、確認し、可能な限り配慮しながら人事配置を行っております。今後においても、教職員から様々な要望や意見を聞く機会を設け、他県の事例も参考にしながら、働きやすい職場を整えていくことは大切な視点であるというふうに考えております。

このため、学校における働き方改革の取組を推進するための管理職と教職員との合同研修会

を来月実施し、参加者同士による働き方全般に関する意見交換などを行う予定ですが、新たに若い教職員から、仕事と子育てとの両立や働き方に関して意見を聞く場も設けたいと考えております。

また、教職員が業務で使用するシステムのメッセージ機能を活用して業務改善に関する意見や要望を受け付けるとともに、業務等に関する目標設定の面談の際には、管理職が育児や介護などの配慮事項を確認することにより、教職員の声を幅広く拾い上げていくことも新たに始めていきたいと考えております。さらに、子育てに関する支援制度等の活用促進に向け、制度の周知を図るとともに、男性教職員に対して育児休暇等に関する意向調査も行うこととしております。

子育て世代の若手教員にとって働きやすい職場を整えることと併せて、教員の多忙化を解消して、児童生徒と向き合う時間を確保するためにも、働き方改革の取組は重要ですので、引き続き校務支援システムのようなICTを活用した業務の効率化、削減などの取組についても着実に進めてまいります。

(土木部長村田重雄君登壇)

○土木部長(村田重雄君) まず、長期未着手道路の見直しの検討委員会を設置した背景についてお尋ねがございました。

都市計画道路は、目指すべき都市の将来像を実現するために都市計画決定された都市施設であり、整備に着手するまでの間に、都市を取り巻く社会情勢の変化など、都市計画決定当時の必要性が大きく変化する場合も見られ、時代に適応した適切な見直しが必要となります。

このようなことから、県では平成19年に都市計画道路見直しガイドラインを策定し、都市計画決定後20年以上未着手で、今後10年以内に事業化が困難な路線を対象として、見直しを行う

場合の基本的な考え方や手順を関係する市町にお示しいたしました。このガイドラインに沿って、2市において未着手の4路線が廃止されたところです。

平成30年には、国において地方公共団体が都市計画道路の見直しをより推進できるよう課題を分析し、対応策の事例を取りまとめた、都市計画道路の見直しの手引きが策定されました。県としては、当時計画決定後20年以上未着手の路線が14路線あり、さらには一部の区間は整備に着手したものの、残りの区間は未着手となっている路線もあったことから、これを機に改めて見直しを加速する必要があると考えたところです。

このため、どのような場合に、いかに見直しを行っていくかについて、県のガイドラインの改定も視野に入れ、検討を進めていくことといたしました。まずは、高知広域都市計画区域において、20年以上未着手の区間がある路線は全て見直しを行うこととし、昨年度委員会を立ち上げたところです。この委員会には、国や市町の関係行政機関に加え、社会情勢の変化に対応した適切な見直しが行えるよう、大学教授や弁護士等の有識者、民間事業者に参画いただき、公開の場で議論をしていただいているところです。

次に、まちづくりにおけるスマートシティへの取組についてお尋ねがございました。

スマートシティへの取組としては、都市の抱える課題に対してICT等の新技術を活用し、その解決を図っていくこととなります。そのためには、民間事業者の技術力や開発力を生かし、官民が連携して取り組んでいくことが重要と考えます。取組方法といたしましては、市町村と民間のニーズとシーズのマッチングや、行政の持つデータをオープン化することで、民間の視点やアイデアを生かして新たなサービスを開発

いただくことが考えられます。

まず、市町村と民間のマッチングにつきましては、例えばスマートシティへの取組に必要なシステムや製品を開発しようとする場合に、本県ではオープンイノベーションプラットフォームなどの仕組みが既にありますことから、関係部と連携しながら、こうした仕組みにつなげてまいります。

次に、データのオープン化につきましては、例えばまちづくりの分野では、土地利用現況や建物利用現況などについて都市計画基礎調査を行っており、こうしたデータのオープン化に努めているところです。また、都市計画基礎調査データ以外にも、砂防基礎調査データなどをオープン化しており、今後さらなるデータのオープン化にも取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、デジタル都市計画マップをまちづくりの基礎資料とすることについてお尋ねがございました。

県では、先ほど申し上げました都市計画基礎調査の数値データを地図上に落とし込んだ、地理情報システムを平成20年から整備しており、これがデジタルマップとして活用できるものと考えております。庁内には、都市計画の地理情報システムのほかにも、地形と森林の境界を表した森林基本図などを保有しており、これらのマップを重ね合わせることであれば、将来のまちづくりの基礎資料として、さらに有効に活用できるものと考えております。

しかしながら、過去の経緯や、それぞれの目的に適した形式となっていることなどから、全てのマップを重ね合わせるには非常に大きな労力が必要となります。このため、まずは都市計画の地理情報に土砂災害警戒区域図や、河川洪水浸水想定区域図を重ね合わせるなど、可能なものから取り組んでまいります。

(林業振興・環境部長川村竜哉君登壇)

○林業振興・環境部長(川村竜哉君) 林業におけるオープンデータの活用についてお尋ねがございました。

本県では、平成30年度に林野庁が実施しました航空レーザ計測データを活用して、県内全域の森林を対象に令和3年度末までを目途に、詳細な地形解析や森林資源情報の高度化を進めているところでございます。整備した情報は、順次森林経営管理制度の円滑な運用に活用するため、林地台帳共有システムに組み込み市町村へ提供するとともに、森林整備に活用する林業事業者等へ個別に提供することとしております。

昨年度、県がモデル的に香美市において整備しました森林資源の情報は、現在林地台帳共有システムで提供しております。また、森林GISを有している地元の森林組合に試験的に提供し、具体的な活用方法について検証しているところでございます。さらに、香美市におかれては、提供した情報を活用して、最適な路網配置や木材の搬出方法などを検討するためのシステムを独自に開発しているところでございます。また、提供したデータを林業事業者が円滑に活用できるよう、森林GISの導入や研修会の開催などの支援も行うこととしてございます。

現状では、オンラインでデータを提供する体制が整っていないことから、今後につきましては、専門家やユーザーの意見も踏まえながら、オンラインでのオープンデータ化に向けた仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

(農業振興部長西岡幸生君登壇)

○農業振興部長(西岡幸生君) 農業用水路のデータ化についてお尋ねがございました。

土地改良事業で整備した農業用水路は、位置情報と併せて事業量や施工年度等のデータを水土里情報システムに登録しております。このデータは、多面的機能支払交付金における協定図作

成や農業用水路の計画的な補修などの維持管理に利用をされております。しかしながら、現状では利用者が県や市町村などに限定されているため、土地改良区等の施設管理者が農業用水路の補修履歴などを容易に閲覧や登録ができる状況ではございません。

こうした中、国では農地の権利移動など各種行政手続において、令和4年度に農地情報を一元化したデジタル地図のシステムを構築し、将来的には水土里情報システムとも一元化する予定です。これによりまして、土地改良区等が農業用水路の適切な維持管理に活用できるものとして期待されるため、県としましては国の動向を注視し、より利用しやすいシステムが構築されるよう国に対して働きかけてまいります。

○17番（依光晃一郎君） 知事に1問だけお願いしたいと思います。都市計画について、先ほどデジタル化の話が林業振興・環境部、農業振興部にもありました。デジタル化の流れがある中で、自分が問題意識として持っているのが、やっぱり高知市への一極集中の問題。高知県がそれぞれの地域で発展していくための土地利用というような観点も重要だと思います。先ほど土木部長のほうからお話もありまして、やっぱりスピード感を持ってやってほしいという思いがあって、答弁にもあったようにいろいろなシステムが並行してやっていると。それを使いやすい形にどうやっていくかという部分でいくと、やっぱりそれは知事のリーダーシップによって進めていくことが重要ではないかと思えます。

松山の事例も述べさせていただきましたが、やっぱり日本中の町がいい町、いい土地利用ということを進めていくと思うので、できないところではなくて、民間のアイデアでやるとか、都市計画の法律上できませんということではなくてあらゆるアイデアとかを前向きに高知県に生かしていくためにも、いろいろ難しい問題は

あるんだと思いますけれども、土地に関するデータの利用に関して知事の御決意というか、方針をお聞かせいただければと思います。

第2問です。

○知事（濱田省司君） デジタル都市マップの整備について再質問にお答えをいたします。

本県では、昨年度末に行政サービスデジタル化推進計画を策定しております。そうした中で、様々持っておりますシステム、データなどに付きまして連携を図っていくと、相互利用を図っていくということを一つの大きな課題というふうに考えているものでございます。

ただいま土木部長から答弁申し上げましたように、都市計画基礎調査に基づきますデジタルマップを、まずは土木部の持っておりますほかの情報と連携をさせていくということで、情報を重層化、重ねていくということからスタートしようと思っておりますけれども、先ににらんでおりますのは、そういった様々なシステムの連携を図っていくということが大変大事だと思っております。もちろん、具体的にどういうニーズがあるとか、費用対効果の面はどうか、タイミングとしてどういうタイミングが講じるか、いろいろ課題はあろうかと思えます。

政府全体としましても、まさしく縦割りを超えてデジタル化を進めていくというのは大きな趨勢だと思いますので、そういった流れもしっかりにらみながら、県としてもこうしたシステムの連携をしっかり進めてまいりたいと考えております。

○17番（依光晃一郎君） 御答弁ありがとうございました。

今日はデジタル化について相当長い時間質問もさせてもらいました。御答弁を聞いていまして、かなり突っ込んで御答弁いただいたと思いますし、本当に高知県が変わるんじゃないかなというふうなことを感じました。自分も本当に

知らんことばかりで、調べながら質問もつくったところですけども、いろいろなところでいろんな事例ができていくということが分かりました。

これを見ている中で、高知県民の自主独立の精神とか自由な気風とか、そういうのとマッチしていくんじゃないかなということを感じました。そうであるならば、県庁がリーダーシップを取っていただいて、県庁の職員が生き生きと働いている姿を見せていただきながら、高知県って本当に働きやすい環境だなと、そういうような地域にさせていただきたいと思えます。いろいろとできんこととかもあるんだと思うんですけども、こういうふうな未来にしたいという思いを大事にして、積極的に県政運営をやっていただきたいということを要請いたしまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三石文隆君) 暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩



午後1時再開

○副議長(西内健君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

28番石井孝君。

(28番石井孝君登壇)

○28番(石井孝君) 失礼します。県民の会の石井です。会派を代表して、通告に従い質問をさせていただきます。知事はじめ執行部の皆様、よろしく願いいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いします。

濱田知事は、昨年12月に新知事として就任

されました。改めまして就任おめでとうございます。そして、就任から間もなく、新型コロナウイルス感染症が世界中で蔓延し、高知県においても9月28日時点において138名の感染者数となっており、残念ながらお亡くなりになられた方もいらっしゃいました。心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

今なお、このウイルスの猛威は終息に向かっているとは言えない状況の中、これまでの高知県としての対応や方針、情報発信などについて、様々な御意見や相談があったことと存じますが、丁寧かつ慎重に取り組まれてきたと感じています。

知事は、さきの6月定例会の閉会挨拶において、感染拡大防止策を徹底しつつ経済活動の回復を図り、社会の構造変化を見据えて各政策の充実強化を図っていくこと、また職員と共に官民協働、市町村政との連携・協調によりながら、創意工夫を発揮して、先進的な取組にも積極的に挑戦していくと力強く語られました。まさに、県民の安心・安全のため、高知県経済の回復を図り、皆様の大切な日常を取り戻すのだという知事の覚悟を感じました。

知事に就任して間もなく、新型コロナウイルス感染症の対応に追われる日々となりましたが、知事は県職員と一丸となってこの難局に取り組まれたことで、これからの県政運営における一定の手応えを感じていらっしゃるのではないのでしょうか。これからはウイズ・アフターコロナという、感染防止と経済回復の両立を図る県政手腕が問われてまいります。

知事が掲げている経済活性化策として、大阪・関西万博などの大規模プロジェクトが予定され、経済活力に満ちている関西圏との連携を強化していくと言われてきました。その連携強化の実効性を高めるために、有識者を委嘱して、県関西・高知経済連携強化アドバイザー会議が組織